



TDAC –THAILAND DIGITAL ARRIVAL CARD- タイデジタル到着カード 登録方法(日本語)

Ver 1.0 / 2025年4月28日時点

※入力画面や操作方法は変更になる場合がございます

1

TDAC 登録サイトを開く

<https://tdac.immigration.go.th/>PC/スマートフォンどちらでも可
二次元バーコード▶

English

IMPORTANT NOTICE
In accordance to Immigration Act, B.E. 2522

1. All passengers must complete the Thailand Digital Arrival Card.
2. If the alien stays in the Kingdom longer than 90 days, he/she must notify in writing the nearest Immigration Officer, concerning place of stay, as soon as possible upon expiration of 90 days. And required to do so every 90 days.
3. Aliens are not allowed to work unless they are granted Work Permit.

☐ 人間であることを確認します CLOUDFLARE

Arrival Card
Provide your Thailand Digital Arrival Card details for your coming trip.

Update Arrival Card
Make change to the Thailand Digital Arrival Card information.

[User's Guide](#)

Copyright 2024 Project. All rights reserved.
Version 2025.04.00-0299

ポイント

- ・登録はタイ到着日の3日前(72時間前)から
- ・タイに入国するたびに登録が必要
- ・タイ入国を伴わない乗継は登録不要
- ・代理登録が可能

2 日本語表示に切り替える

入力はアルファベット(大文字)のみ

<https://tdac.immigration.go.th/>
二次元バーコード▶



IMPORTANT NOTICE
In accordance to Immigration Act, B.E. 2522

1. All passengers must complete the Thailand Digital Arrival Card.
2. If the alien stays in the Kingdom longer than 90 days, he/she must notify in writing the nearest Immigration Officer, concerning place of stay, as soon as possible upon expiration of 90 days. And required to do so every 90 days.
3. Aliens are not allowed to work unless they are granted Work Permit.

① ☐ 人間であることを確認します

Arrival Card
Provide your Thailand Digital Arrival Card details for your coming trip.

Update Arrival Card
Make change to the Thailand Digital Arrival Card information.

English

日本語

Русский

中文

한국어

User's Guide

Copyright 2024 Project. All rights reserved.
Version 2025.04.00-0299

English

English

日本語

Русский

中文

한국어

① 「人間であることを確認します」をチェック

② 日本語を選択

3

「入国記録」を選択 日本語表示に切り替わっているか確認

<https://tdac.immigration.go.th/>
二次元バーコード▶



日本語

重要なお知らせ
入国管理法B.E. 2522に基づき

1. 全ての乗客はタイデジタル入国記録に記入する必要があります。
2. 外国人が90日以上タイ王国に滞在する場合、90日を過ぎた時点で速やかに最寄りの入国管理局に滞在先を書面で届け出なければなりません。さらに、90日毎に届け出る必要がある。
3. 外国人は、労働許可証を取得しない限り、就業することはできません。

☐ 入国であることを確認します

入国記録

タイデジタル入国記録の情報を入力してください。

入国記録カードの更新

タイデジタルアライバルカードの情報を更新します。

[ユーザーガイド](#)

著作権2024プロジェクト。全著作権所有。
Version 2025.04.00-0299

事前に用意するもの

- ・ パスポート
- ・ 交通情報（フライト情報など）
- ・ 宿泊情報（ホテル名・住所）

※日本語表示は機械翻訳のため、一部分かりにくい表現があります

※入力はアルファベット(大文字)で行ってください

※日本語で入力した場合は無効となりますのでご注意ください

4 個人情報を入力する

パスポート/個人情報

<https://tdac.immigration.go.th/>
二次元バーコード▶



①パスポートの個人情報

① パスポートの個人情報

パスポートで取得

1. *姓 (ファミリーネーム)	THAI	2. *名 (ファーストネーム)	OHKOKU
3. ミドルネーム	A-Zの文字のみ使用できます。	4. *パスポート番号	TG1234567
5. *国籍/市民権	JPN : JAPANESE		

- 1.姓 (ファミリーネーム)
- 2.名前 (ファーストネーム)
- 3.ミドルネーム(ある場合のみ)
- 4.パスポート番号
- 5.国籍/市民権 [JPN:JAPANESE]を選択

②個人情報

② 個人情報

6. *生年月日	1980 01 01	7. *職業	OFFICE WORKER
8. *性別	☐ FEMALE ☒ MALE ☐ UNDEFINED	9. ビザ番号	
10. *居住国/地域	JAPAN	11. *居住都市/州	OSAKA
12. *電話番号 +	81 09012345678		

- 6.生年月日
- 7.職業
- 8.性別 (女:FEMALE 男:MALE その他:UNDIFINED)
- 9.ビザ番号(ある方のみ)
- 10.移住国/地域 [JAPAN]を選択
- 11.居住都市(選択 or 記入)
- 12.電話番号 (日本番号+81 / ハイフンなし)

ポイント

・7. 職業の英語表記一例

会社員	OFFICE WORKER	経営者	PROPRIETOR
主夫	HOUSEHUSBAND	主婦	HOUSEWIFE
公務員	GOVERNMENT OFFICIAL	医師	DOCTOR
学生	STUDENT	無職	NONE

- ・11. 居住都市/州に選択肢がない場合は直接記入
例 大阪府⇒OSAKA, 京都府⇒KYOTO など

5 観光情報を入力する

到着情報/出発情報/宿泊情報

<https://tdac.immigration.go.th/>
二次元バーコード▶



①観光情報(到着情報・出発情報)

観光情報

到着情報

1. * 到着日 2025/04/21

2. * 搭乗した国/地域 JAPAN

3. * 渡航目的 HOLIDAY

4. * 移動手段 AIR LAND SEA

5. * 交通手段 COMMERCIAL FLIGHT

6. * 飛行機便名/車両便名 TG623

出発情報

7. 出発日 2025/05/03

8. * 移動手段 AIR LAND SEA

9. * 交通手段 COMMERCIAL FLIGHT

10. * 飛行機便名/車両便名 TG622

観光情報

1. 到着情報

2. 出発情報

3. 宿泊情報

4. 観光情報

5. 観光情報

6. 観光情報

7. 観光情報

8. 観光情報

9. 観光情報

10. 観光情報

到着情報

1. 到着日 (カレンダーから選択)
2. 搭乗した国/地域 (例: 日本であれば[JAPAN]を選択)
3. 渡航目的(右記参照)
4. 移動手段 (AIR:空路 / LAND:陸路 / SEA:海路)
5. 交通手段 (定期便であれば[COMMERCIAL FLIGHT]を選択)
6. 飛行機便名/車両便名

出発情報

7. 出発日 (カレンダーから選択)
8. 移動手段 (AIR:空路 / LAND:陸路 / SEA:海路)
9. 交通手段
(定期便であれば[COMMERCIAL FLIGHT]を選択)
10. 飛行機便名/車両便名

ポイント

・ 3. 渡航目的一例

観光	HOLIDAY	医療	MEDICAL
訪問	MEETING	教育	EDUCATION
スポーツ	SPORTS	会議	CONVENTION
仕事	BUSINESS	雇用	EMPLOYMENT
報奨旅行	INCENTIVE	展覧会	EXHIBITION

5 観光情報を入力する

到着情報/出発情報/宿泊情報

<https://tdac.immigration.go.th/>
二次元バーコード▶



②宿泊情報

⑦ 宿泊情報

私はトランジットの乗客であり、タイには滞在しません。

1. *タイでの宿泊タイプ HOTEL

2. *県 BANGKOK

3. *地区、エリア BANG RAK

4. *サブディストリクト、サブエリア SI LOM

5. 郵便番号 10500

6. *住所 DUSIT THANI BANGKOK
98 RAMA 4 ROAD, SI LOM, BANG RAK, BANGKOK 10500

1.タイでの宿泊タイプ

(ホテル:HOTEL 友人宅:FRIEND'S HOUSE 持ち家/賃貸:APARTMENT)

2.県 (選択または入力)

3.地区、エリア (選択または入力)

4.サブディストリクト、サブエリア (選択または入力)

5.郵便番号

6.住所 (ホテルの場合、ホテル名と住所をすべて記入)

7.乗継のための入国で宿泊しない場合はチェックをする

ポイント

・ホテルの住所の読み方

例 デュシタニ・バンコクの場合

DUSIT THANI BANGKOK

98 RAMA 4 ROAD, SI LOM, BANG RAK, BANGKOK 10500

6.通り名など

3.地区 エリア

5.郵便番号

4.サブディストリクト

2.県

6

健康診断書

入国2週間前までの滞在国を記入する

<https://tdac.immigration.go.th/>
 二次元バーコード▶


Arrival Card > Add Arrival Card

1

個人情報

2

観光・宿泊情報

3

健康診断書

健康診断書

タイへ渡航・入国される方は、タイまたは世界保健機関（WHO）が承認したワクチン、またはタイ公衆衛生省が認めるその他のワクチンを接種する必要があります。

入国前2週間以内に滞在した国/地域の名前を記入してください。

JAPAN

前へ

この旅行者を削除する

他の旅行者を追加する

プレビュー

全て入力完了したら
[プレビュー]を選択

ポイント

「タイへの渡航・入国される方は、タイ又は世界保健機関(WHO)が承認したワクチン、またはタイ公衆衛生省が認めるその他のワクチンを接種する必要があります」

⇒2024年4月時点で、日本はワクチン接種が必要な対象国ではありません

また、新型コロナウイルスワクチンの接種や証明書等も不要です

日本のみの滞在であれば 下枠に[JAPAN]と記入してください

家族や友人など追加で登録する場合は
[他の旅行者を追加する]を選択

タイ入国2週間前までに他国に滞在していた場合は、必ず国名をお書きください

[削除してホームに戻る](#)

7 メールアドレスの入力 登録内容の最終確認

<https://tdac.immigration.go.th/>
二次元バーコード▶



Arrival Card > Add Arrival Card > Preview

フォームを発行する前にすべての情報の正確性を検証してください。「編集」を使用して情報を変更し、保存せずに「削除」を使用して終了し、すべての情報が完全に間違っていない場合に「送信」を選択します。

OHKOKU THAI [2025/04/21]

パスポートの個人情報

氏名: OHKOKU THAI
国籍/市民権: JAPANESE
パスポート番号: TG1234567

個人情報

生年月日: 1980/01/01
性別: MALE
職業: OFFICE WORKER
居住国/地域: JAPAN
電話番号: +81 09012345678
ビザ番号: -
居住都市/州: OSAKA

観光情報

到着情報

到着日: 2025/04/21
渡航目的: HOLIDAY
交通手段: COMMERCIAL FLIGHT
搭乗した国/地域: JAPAN
移動手段: AIR
飛行機便名/車両便名: TG623

出発情報

出発日: 2025/05/03
交通手段: COMMERCIAL FLIGHT
移動手段: AIR
飛行機便名/車両便名: TG622

宿泊情報

タイでの宿泊タイプ: HOTEL
県: BANGKOK
サブディストリクト、サブエリア: SI LOM
地区、エリア: BANG RAK
郵便番号: 10500
住所: DUSIT THANI BANGKOKA
98 RAMA 4 ROAD, SI LOM, BANG RAK, BANGKOK 10500

健康診断書

タイへ渡航・入国される方は、タイまたは世界保健機関（WHO）が承認したワクチン、またはタイ公衆衛生省が認めるその他のワクチンを接種する必要があります。
入国前2週間以内に滞在した国/地域の名前を記入してください。: JAPAN

* タイデジタル入国記録を送信するメールを指定してください。 THAILAND@THAILAND.COM ※大文字表示ですが問題ありません

☒ 私は以下を読み、同意しました。 [利用規約](#)

[送信](#)

①入力内容を確認
間違いがある場合は
[編集]を選択して訂正

②メールアドレスを記入
※間違いの無いように

③利用規約をチェック
送信ボタンを選択

8 二次元バーコードを受領する

登録したメールアドレスに届きます

<https://tdac.immigration.go.th/>
二次元バーコード▶



IMMIGRATION BUREAU
ROYAL THAI POLICE

Thank you for using the Thailand Digital Arrival Card. This Thailand Digital Arrival Card is only valid for one time use for travel on the expected date of arrival indicated below. You may choose to download or print a copy of this and retain it for the duration of your stay. Please note that the Thailand Digital Arrival Card is not a visa. The use of the Thailand Digital Arrival Card e-Service is free of charge.

Kindly ensure that the information provided is accurate and aligns with your travel documents to avoid any issues upon your arrival in Thailand.

You can update your Thailand Digital Arrival Card information through the official website at <https://tdac.immigration.go.th/arrival-card> or by scanning the QR code provided below, before entering Thailand. For more information on Thailand's entry requirements, please visit the official website.



To update your information or for further assistance, please scan the QR code.

Transaction Date : 2025/04/25 09:10:28

OHKOKU THAI	Date of Arrival	2025/04/28
TH Digital Arrival Card No.	Passport No.	Flight No./Vehicle No.
TG1234567	TG123	TG123

サンプル/Sample

TH Digital Arrival Card No. [REDACTED]

サンプル/Sample

Personal Information

Full Name : OHKOKU THAI
Gender : MALE
Nationality/Citizenship : JAPANESE
Passport No. : TG1234567
Date of Birth : 1990/01/01
Occupation : OFFICE WORKER
Country/Territory of Residence : JAPAN
City/State of Residence : OSAKA
Visa No. : -
Phone No. : +81 09012345678

Trip Information

Arrival Information

Date of Arrival : 2025/04/28
Country/Territory where you Boarded : JAPAN
Purpose of Travel : HOLIDAY
Mode of Travel : AIR
Mode of Transport : COMMERCIAL FLIGHT
Flight No./Vehicle No. : TG123

Departure Information

Date of Departure : 2025/04/30
Mode of Travel : AIR
Mode of Transport : COMMERCIAL FLIGHT
Flight No./Vehicle No. : TG122

Accommodation Information

Type of Accommodation in Thailand : HOTEL
Post Code : 10500
Address : BANGKOK, BANG RAK, SI LOM, DUSIT THANI BANGKOK
98 RAMA 4 ROAD, SI LOM, BANG RAK, BANGKOK 10500

登録したメールアドレスに
右記の入国用書類がデータで届きます

タイ入国時
入国審査にて
二次元バーコードを
1人ずつ提示



印刷した書類



電子端末



または

※パスポートの提示も忘れずに

? よくある質問

Q&A

<https://tdac.immigration.go.th/>
二次元バーコード▶



Q1. 登録はいつからできますか？

タイご到着の3日前(72時間以内)から登録が可能です

Q2. 観光で数日しかタイに滞在しない場合も登録が必要ですか？

はい、必要です
日数や目的に関係なく、駐在を含む外国籍の者は、入国の際は登録が必要です

Q3. 代理で登録することは可能ですか？

オンラインでのご登録が困難な方は、代理で登録して頂くことが可能です
ただし、最終の登録データは本人が持参する必要があります

Q4. 家族や友人などまとめて登録ができますか？

可能ですが、1人ずつ、全ての情報をそれぞれ入力する必要があります
1家族=1登録ではございません
健康診断書のページにある[他の旅行者を追加する]を選択してください

Q5. タイから隣国に行き、タイに戻りますが、再申請が必要？

はい、必要です
一度使用したTDACは再利用できませんので、タイに入国するたびに新しく登録する必要があります

Q6. 個人情報の居住都市の選択肢に大阪府や京都府が無いです

選択肢にお住まいの都道府県の記載がない場合は、直接記入してください
例：大阪府⇒OSAKA 京都府⇒KYOTO 北海道⇒HOKKAIDO

Q7. 宿泊するところが2か所以上あります どれを書きますか？

複数の滞在場所がある場合は、タイ到着後に1番はじめに宿泊する宿泊先をご入力ください

Q8. 宿泊場所の住所の書き方がわかりません

7ページ目の「ポイント」をご確認ください

? よくある質問

Q&A

<https://tdac.immigration.go.th/>
二次元バーコード▶



Q9. タイで乗継して第三国へ行きます 登録は必要ですか？

タイに入国する(入国審査を通る)乗継の場合は登録が必要です
入国を伴わない乗継の場合は登録をする必要はありません

Q10. タイ入国にはワクチン接種が必要なのですか？

健康診断書の欄に「入国にはワクチン接種」が必要とありますが、
日本はワクチン接種が必要な対象国ではありません
また新型コロナウイルスのワクチン接種や証明書も不要です
過去2週間以内に日本のみの滞在の場合は、そのまま入国が可能です

一方、黄熱流行国やタイが指定する感染症流行国に滞在歴がある方はワクチン接種が必要です
詳しくはタイ保健省のウェブサイトにて最新情報をご確認ください
<https://www.moph.go.th/>

Q11. タイに頻繁に入国する人は1回の登録で良いですか？

いいえ、入国するたびに新しく登録をする必要があります

Q12. タイの空港に到着してからも登録できますか？

入国審査を通る前であれば可能です
空港のWi-Fiなどを用いてご自身で登録してください

Q13. スマートフォンを持っていませんがどうしたらいいですか

パソコンなどのインターネットが出来る端末を使用して登録が可能です
またご家族や友人による代理申請も可能です
入国審査では受領した登録データを印刷してご自身で提示してください

Q14. TDACを登録したが、入力を間違えてしまいました

渡航日や滞在先は編集ができますので、TDACトップページの[入国記録カードの更新]を選択して、更新してください
個人情報を間違えた場合には、再度登録をし直してください

Q15. 2025年4月30日にタイへ行きます 登録は必要ですか？

2025年5月1日0:00(タイ時間)より実施となるため、それ以前の入国は登録の必要はありません